

議案第7号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項及び第3項を削る。

第76条に次の2項を加える。

2 固定資産評価員は、非常勤とする。

3 一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、当該固定資産評価員として受けるべき報酬は、支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第76条に2項を加える改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（新居浜市職員定数条例の一部改正）

2 新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「監査委員、固定資産評価員」を「監査委員」に改める。

（新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

3 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次

のように改正する。

第1条中「、監査委員及び固定資産評価員（監査委員及び固定資産評価員）」を「及び監査委員（監査委員）」に改める。

別表中

「

監査委員	450,000円
固定資産評価員	313,500円

」を

「

監査委員	450,000円
------	----------

」に改める。

（新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

4 新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和34年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、監査委員及び固定資産評価員（監査委員及び固定資産評価員）」を「及び監査委員（監査委員）」に改める。

第3条第1項第3号中「監査委員及び固定資産評価員」を「監査委員」に改め、同条第4項中「職員（固定資産評価員を除く。）」を「職員」に改める。

提案理由

個人の市県民税の納期前納付に係る報奨金を廃止し、税負担に対する不公平感の是正等を行うため、本案を提出する。